



山形県公報

令和元年10月18日（金）
第48号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…611
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…612
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）…同
- 指定管理者の指定……………（山形県総合文化芸術館整備推進課）…613
- 土地改良区の定款変更の認可……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 指定管理者の指定……………（森林ノミクス推進課）…同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 同……………（同）…614
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同
- 同……………（最上総合支庁建築課）…同
- 同……………（置賜総合支庁建築課）…同

企業局関係

告 示

- 指定管理者の指定……………615

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（情報政策課）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…同

正 誤

告 示

山形県告示第366号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター桜新町 鶴岡市桜新町12番12号	訪 問 介 護	令和元. 10. 9

山形県告示第367号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社板垣水道	株式会社板垣水道 鶴岡市長沼字上新田34番地	特定福祉用具販売	令和元. 10. 29
株式会社板垣水道	株式会社板垣水道 鶴岡市長沼字上新田34番地	福祉用具貸与	同

山形県告示第368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社板垣水道	株式会社板垣水道 鶴岡市長沼字上新田34番地	特定介護予防福祉 用具販売	令和元. 10. 29
株式会社板垣水道	株式会社板垣水道 鶴岡市長沼字上新田34番地	介護予防福祉用具 貸与	同

山形県告示第369号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁 目9番地	ニチイケアセンター桜新町 鶴岡市桜新町12番12号	居 宅 介 護	令和元. 10. 8
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁 目9番地	ニチイケアセンター桜新町 鶴岡市桜新町12番12号	重度訪問介護	同

山形県告示第370号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
産婦人科・小児科三井病院	鶴岡市美咲町28番1号	令和元年11月1日から 令和4年10月31日まで

山形県告示第371号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）
- 2 指定した団体 鶴岡市宝田一丁目4番25号
株式会社清川屋
- 3 指定の期間 令和元年12月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称 田郎堰土地改良区
- 2 事務所の所在地 最上郡真室川町大字大沢650番地
- 3 認可年月日 令和元年10月8日

山形県告示第373号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県県民の森
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番地
公益財団法人山形県みどり推進機構
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第374号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の部分を次のとおり指定した。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 指定した道路の部分の区間 新庄市千門町542番10から
同 宮内町2870番2まで（上り線に限る。）
新庄市五日町字宮内224番5から
同 250番1まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 令和元年10月18日

山形県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
酒田市宮野浦及び東田川郡庄内町清川地内（最上川流域）
酒田市浜中及び鶴岡市熊出地内（赤川流域）
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年10月3日から令和2年2月21日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、河川定期横断測量及び河川深浅測量）

山形県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町の南東部
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年10月15日から令和2年2月21日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第377号

次の開発行為は、完了した。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和元年7月10日 指令村総建第181号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
第1工区
寒河江市大字寒河江字内の袋76番1の一部、76番3の一部、76番4、78番4、99番、100番、101番1、101番2、102番1、102番2、102番3、103番1、103番2、103番3、101番1地先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
寒河江市本町一丁目9番17号 チェリー不動産株式会社

山形県告示第378号

次の開発行為は、完了した。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和元年5月24日 指令最総建第1号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
新庄市大字松本字北浦126、127-1、127-2、127-3、131-2、151-1、127-1先、127-3先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
新庄市金沢1073番地の2 株式会社サカエコーポレーション
新庄市新町2番15号 株式会社新庄開発センター

山形県告示第379号

次の開発行為は、完了した。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号

- 令和元年9月9日 指令置総建第41号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡川西町大字上小松字大光院前5620番1、5626番1、5627番、5628番、5629番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
長井市本町二丁目13番15号 有限会社博英社 代表取締役 安達 博之

企業局関係

告 示

山形県企業告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年10月18日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

- 1 公の施設の名称 山形県営駐車場
- 2 指定した団体 山形市鉄砲町二丁目13番18号
株式会社ヤマコー
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県基幹サーバ稼働基盤等賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 70,570,170円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和元年7月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和2年2月18日まで縦覧に供する。

令和元年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新庄ショッピングセンター
新庄市五日町字清水川1291番2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
代表取締役 佐々木 智佳子

3 変更する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）878台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）412台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

令和2年5月4日

5 届出年月日

令和元年9月3日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年2月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和元. 9. 27	第42号	515	下から12	1760	1760（次の図に示す部分に限る。）
同	同	516	13	3346	3346（次の図に示す部分に限る。）